

平成 26 年 6 月 30 日

石油天然ガス小委員会報告書に盛り込むべき事項について

全国石油商業組合連合会
副会長・専務理事 河本博隆

2. 現状の課題と今後のエネルギー需給動向を踏まえた、政府の資源・燃料政策の方向性

(4) エネルギー供給を担う産業の事業基盤の再構築(総論)

- ガソリンスタンド(SS)は、平時においては、過疎地域や離島等を含め石油製品の安定供給を担う最末端拠点であるとともに、災害時には「最後の砦」としての役割を期待されている。
- 東日本大震災のような大規模災害だけでなく、今年2月の豪雪災害時のように、いざという時に末端で対応するのはSSであるが、需要減少等により、SS減少に歯止めがかからないのが現状であり、日頃から、とりわけ地場SSの経営を安定させ、今後ともSSネットワークをいかに維持させていくことができるかが大きな課題。
- このため、国は、平時や災害時を問わず、石油サプライチェーンの最前線で石油製品の安定供給を支える役割を果たしている地場SSの経営基盤強化を支援すべき。

4. 災害時に備えたエネルギー需給体制の確保(各論)

(3) 緊急時ロジスティクスの円滑化(ソフト対策)

- 東日本大震災では、政府等からの緊急要請に基づき、病院等の重要施設に対して、自家発電用燃料等を届けたが、給油口が合わず給油できなかつたり、給油ホースの長さが足りない等の課題が浮き彫りになった。
- こうした反省を踏まえ、災害時において、迅速かつ確実に燃料を供給するためには、SS設備やローリー等の配送手段の強靱化(ハード対策)に加えて、自家発電用燃料等の供給対象となる重要施設の設備状況等について把握する必

要がある。このため、石油組合と自治体との間での情報共有化や災害協定締結をさらに進めていく必要がある。

- また、群馬県や栃木県では地域防災計画の中で、石油組合との間で燃料供給について予め取り決めている。こうした自治体の計画等に石油の安定供給確保策を新たに盛り込む取組や、自治体、元売や石油組合等の関係機関が一体となった防災訓練の実施等を行っていく必要がある。
- なお、SSにおける在庫の確保については、系列BCPIにより、中核SSへの優先供給を担保すべき。

5. エネルギー供給を担う産業の事業基盤の再構築(各論)

(1) 国際競争力強化と総合エネルギー企業化

- 石油産業は、ガソリンの国内需要が減少傾向にある一方で、慢性的な供給過剰状態にある。余剰ガソリンが「業転玉」として流通し、一般的に系列玉に比べ安価な業転玉を仕入れているPBSS(プライベートブランド)や無印SSは価格競争力で系列SSよりも優位となり、元売販売子会社SS等も加わり、SS間のし烈な販売競争が常態化(業転流通量:以前は数%しかなかったが最近ではガソリン販売量の2~3割程度にまで拡大)。
- 先般の第5回会合(26年6月10日開催)においても議論されましたが、供給過剰を背景とした業転流通の拡大によるし烈な販売競争の結果、流通マージンは低迷している。その結果、価格競争力に劣るSSは市場からの撤退を余儀なくされ、全国各地で地域密着型のSSが消滅(一日当たり▼4SS)し、SS過疎地の増加、災害時における石油製品の安定供給に支障が生じる懸念。
- こうしたことから、国は、産業競争力強化法第50条に基づき、石油産業を過剰供給・過当競争など事業再編が必要な分野かどうか調査するとともに、エネルギー供給構造高度化法(告示改正)に基づき、製油所の設備最適化を後押しするなど需給適正化を進めていくべき。
- こうした政府の取組は石油販売業の経営基盤にも多大な影響を及ぼすことになるが、需給適正化が図られれば、業転流通が減少するとともに、業転格差が解消していくことにより、公正競争環境整備に資するものと考えられる。
- また、元売は、需要が減少しているにもかかわらず、系列SS事業者に対して、相変わらず、量販志向の政策を採り、販売数量やカード発券枚数の増加等を競

わせているが、SSが必要最小限の利益を確保し、いざという時においても供給拠点としての機能を維持できるよう、前年度実績主義を止め、販売量ではなく、利益を出したSSを表彰する等の販売政策に改めるべき。

5. エネルギー供給を担う産業の事業基盤の再構築(各論)

(2) 地域の生活・経済の担い手としての事業

- SSは国民生活や企業活動を支える「社会インフラ」であり、災害時には「最後の砦」としての役割を担うことが期待されている。
- SS減少により、SS数が3か所以下となった市町村数は265地区となり、全市町村の15%にもなっている。このため、一部町村においては、高齢者世帯等への冬場の灯油配達など、石油製品の安定供給に支障が生じている地域も存在している。
- このため、過疎地域における灯油配送の共同化等を推進するための灯油ローリー配備支援や、離島ガソリン流通コスト支援事業など、平時における安定供給の確保を図るための支援事業を継続すべき。

5. エネルギー供給を担う産業の事業基盤の再構築(各論)

(3) 公正・透明な市場形成

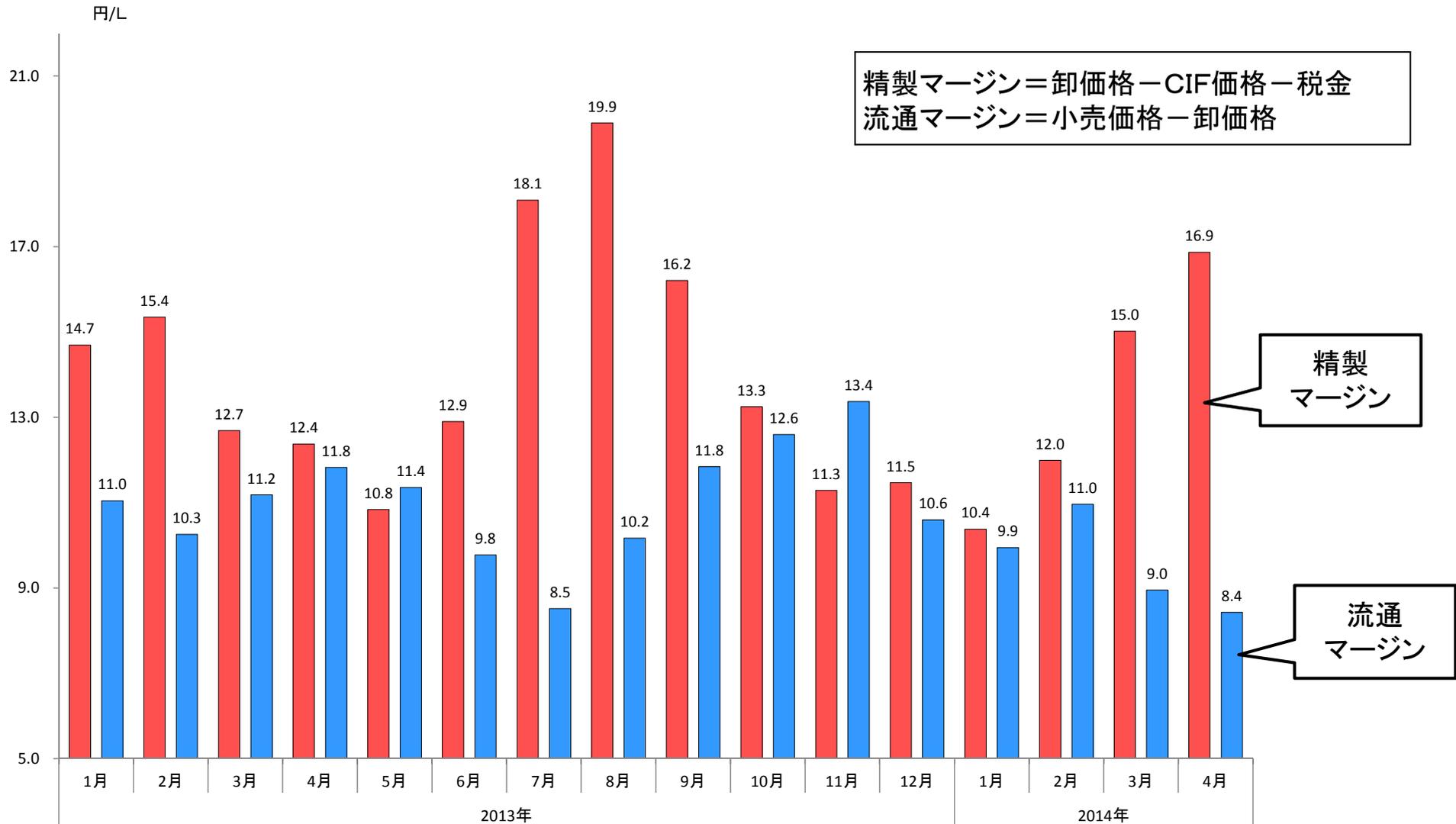
- 石油製品は品質の差別化が難しいため、競争は価格面に集中する傾向にあることから、卸価格の格差はSSの競争基盤に大きな影響を及ぼす。このため、卸価格の格差を解消し、仕切価格決定方法を透明化するなど、公正で透明な取引条件の設定は公正競争環境整備にあたっての最低条件である。
- 公正取引委員会は、「ガソリン流通調査報告書」(平成25年7月)において、ガソリン流通における公正競争の確保のため、元売各社に対し、①系列内の仕切価格差、②販売関連コスト、③業転玉の取扱制限の3点について適正なものとしなければならないと指摘したところ。
- しかしながら、最近の仕切価格決定方式の改定に際しても、系列特約店に対して十分な説明が行われていないなど、公取委の指摘が守られていないとの意見があるところであり、元売各社は、系列特約店に対して十分な説明を行う等、説明責任を果たすべきである。

○また、公正で透明な仕切価格体系の確立を図るためには、①元売は、仕切価格決定方式を、今回、「市場連動の枠組みに原油コストを反映させる方式」に変更したが、内容が不透明になり信頼性が低下した。②小売価格への円滑転嫁には、通知日から実施日まで一定の周知期間が必要。③原油リンクの比重を高くするのであれば、週改定ではなく月改定に変更し、円未満(リットル)の改定額は円単位とすべき。④小売価格への確実な転嫁には、元売販売子会社が率先垂範することが重要である。

以上

精製・流通マーヅンの推移

精製・流通マーヅンの推移



(出所) 小売価格: エネ庁: 石油製品価格調査(週次調査価格の月間平均価格) 卸価格: エネ庁: 石油製品価格調査(全国平均月次価格)
 原油CIF価格: 財務省貿易統計 税金: ガソリン税 + 石油石炭税 + 地球温暖化対策税

SSマージン

- ◆石油販売業者の約8割(80.5%)が、ガソリン1Lあたりの利益が1.3円以下(平成24年度)
- ◆特に、月間販売量40KL未満の小規模SSは赤字経営となっており、このままでは経営維持が困難となり、SS過疎化が拡大する懸念。

ガソリン販売量別の収支状況(1企業あたり)

(単位:千円)

年間販売量	500KL 未満	500~ 1000KL	1000~ 3000KL	3000~ 5000KL	5000~ 10000KL	10000~ 20000KL	20000~ 30000KL	30000KL~	平均 2,200KL
月間販売量	40KL未満	40~80KL	80~ 250KL	250~ 420KL	420~ 830KL	830~ 1670KL	1670~ 2500KL	2500KL~	平均 180KL
粗利	23,882	44,368	100,877	177,053	285,612	535,646	886,401	1,182,559	123,445
販管費	24,098	44,267	98,282	168,896	269,294	488,448	821,366	1,123,074	117,801
営業利益	▲ 216	101	2,595	8,157	16,318	47,198	65,035	59,485	5,644
ガソリン1Lあたり(円)	▲ 0.4	0.1	1.3	2.0	2.2	3.1	2.6	2.0	2.6
企業割合	26.5%	25.9%	28.1%	6.0%	7.2%	3.8%	0.9%	1.5%	100.0%

(出所)H25年度版石油製品販売業経営実態調査(石油協会)に基づき作成

石油販売業者の約8割が
ガソリン1Lあたりの利益が1.3円以下